

医療税務

つうしん

No.26

株式会社ムトウコンサルティング事業部

札幌市北区北 11 条西 4 丁目 1 番地 電話〔直通〕011 - 728 - 6114

平成 21 年 8 月

Q1 平成 21 年度の税制改正で、医療用機器等の特別償却制度が見直しされたと聞きました。その内容と改正後の制度の概要を教えてください。

A

ポイント

1. 対象資産に新型インフルエンザに対応するための簡易陰圧装置が加えられた。
2. 一般の医療用機器については、対象資産が「高度な医療の提供に資するもの」又は「承認を受けてから 2 年以内のもの」に限定された。
3. 建替え病院用等建物に係る措置について、対象となる病院用等建物の要件である医療の提供体制の整備に資するための基準が見直された。
4. 適用期限が、上記見直しを行って平成 23 年 3 月 31 日まで 2 年間延長された。

1. 医療用機器等の特別償却制度の適用要件

- (1) 青色申告書を提出する、医療保健業を営む個人又は法人であること
- (2) ①、②、③のいずれかを満たすこと
 - ① 昭和 54 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に 2 の (1) の医療用機器等の新規取得（製作を含む）し、事業の用に供すること
 - ② 平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に療養病床等を 2 の (2) に掲げる特定施設とするための増改築をし、事業の用に供すること
 - ③ 平成 13 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に 2 の (3) の建替え病院用等建物の取得（建設を含む）をし、事業の用に供すること

2. 制度の対象となる資産の範囲と特別償却限度額

(1) 機械装置並びに器具備品と特別償却限度額

	適用資産	特別償却限度額
1	医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で一台又は一基の取得価額が 500 万円以上の次に掲げる医療用機器 イ 高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの ロ 薬事法に規定する高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から 2 年を経過していないもの（イに掲げるものを除く。）	取得価額 × 14%
2	医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品 ① 人工呼吸器（警報機能付き）、② シリンジポンプ（警報機能付き） ② 体情報モニタ（人工呼吸器との同時設置に限る）、④ 生体情報モニタ連動ナースコール制御機（警報情報表示機能付き）、⑤ 自動錠剤分包機、⑥ 注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、⑦ 調剤誤認防止装置、⑧ 分娩監視装置、⑨ 特殊寝台（高さ調整機能付き）	取得価額 × 20%
3	新型インフルエンザに対応するため病室に設置される簡易陰圧装置（今年度の改正で追加）	

○ **簡易陰圧装置とは**——病院において、感染症の2次感染のリスクを低減させるためには、病原菌などが外に漏れないよう、気圧を低くした病室である「陰圧室」の設置が有効です。しかし陰圧室の設置には大規模な改築が必要となり、多大なコストがかかることとなります。

簡易陰圧装置は、一般病室に陰圧装置を据えて簡易なダクト工事をするだけで、陰圧室に変えることが可能とする装置で、設置費用を含めた導入コストは約200万円です。

(2) 特定増改築施設と特別償却限度額

適用資産	特別償却限度額
① 介護老人保健施設、② 指定小規模多機能型居宅介護事務所又は指定認知症対応型共同生活介護事務所、③軽費老人ホーム、④ 有料老人ホーム	基準取得価額×15% (取得価額×50%)

(3) 建替え病院用等建物と特別償却限度額

適用資産	特別償却限度額
医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物等についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので、医療の提供体制の整備に資するための基準を満たすもの。	基準取得価額×15% (取得価額×50%)

Q2 公益法人制度改革が実施されたとのことですが、公益法人制度はどう変わったのでしょうか、また、それに対応して税制はどうなりましたか。

ポイント

- 平成20年12月1日公益法人制度改革関連三法が施行され、従来の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断が分離された。
- 従来の公益法人は三法の施行と同時に特例民法法人となり、5年以内に新法人への移行の申請が必要となるが、その間の税制は従来の取扱いが継続される。
- 公益社団・財団法人は公益目的事業以外の事業について収益事業課税、一般社団・財団法人は非営利型法人を除きすべての所得に課税される。

1. 公益法人制度改革の基本的な仕組み

従来の公益法人の設立に係る許可主義を改め法人格の取得と公益性の判断とを分離するとともに公益性の有無にかかわらず登記によって簡便に設立できる一般社団法人及び一般財団法人を創設しました。各省庁の裁量による公益法人の許可等を行う従来の主務官庁制を見直し、有識者からなる委員会（国の場合は公益認定等委員会）の意見に基づき、公益認定の申請のあった一般社団・財団法人について、その目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設しました。

公益社団・財団法人は、一般社団・財団法人のうち、認定法第5条の「公益認定の基準」を満たさなければなりません、その基準の主なものはおおむね次のとおりです。

- ・公益目的事業を行うことを主たる目的としていること
- ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えないこと
- ・公益目的事業比率が50%以上見込まれること
- ・遊休財産額が一定額を超えない見込みであること

「公益目的事業」とは、学術、芸術、慈善その他の公益に関する認定法第2条別表に掲げる23種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。

特例民法法人——従来の公益法人は新法に基づく特例民法法人となりましたが、それは経過措置的な取扱いで、5年以内に一般社団・財団法人へ移行の認可申請をするか公益社団・財団法人へ移行の認定の申請をしなければならず、移行の申請をしないと解散したものとみなされます。

一般社団法人・一般財団法人——一般社団法人等は、営利目的でないことをアピールでき、事

業内容に制限がなく、また、各種機関の設置や情報開示に関する規定等はあるものの、行政庁の監督を受けることはなく、自主的な運営が可能です。

公益社団法人・公益財団法人——公益社団法人等とは、公益目的事業を主たる目的として行う等の公益認定の基準を満たす法人で、公益社団法人等として認定を受けると、公益目的事業比率50%以上などの遵守事項や行政庁による立入検査などの監督措置を受けます。

2. 公益法人会計基準の改正（平成20年基準）

公益法人会計基準は平成16年10月全面的な改正が行われ、平成18年4月より施行されましたが（平成16年基準）、今般、公益法人制度改革が行われたことに伴い公益法人会計基準の基本的枠組みを維持しつつ、公益認定制度に対応した基準に修正されました（平成20年基準）。

（1）平成16年基準から平成20年基準への主な変更点

① 財務諸表の定義——財産目録が財務諸表の対象から外されました。

平成16年基準	貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録
平成20年基準	貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュフロー計算書

② 附属明細書及び基金——新公益法人制度では、一般社団法人・財団法人も附属明細書を作成しなければならないとされ、また、一般社団法人に基金の制度が導入されたことから、平成20年基準においても、それぞれ定められました（平成16年基準には定めがなかった）。

③ 会計区分——平成16年基準では、特別会計を設けている場合、会計区分毎に貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成し、総括表により法人全体のものを表示していましたが、平成20年基準では法人全体の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録を基本とし、会計区分ごとの情報は、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内訳表として表示されることとなりました。

（2）平成20年基準の実施時期

新会計基準は、平成20年12月1日以後開始する事業年度から適用されます。ただし、特例民法法人が移行認定・認可の申請をする場合には、新会計基準運用指針附則で、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の財務諸表は平成16年基準で作成することができるとしています（また、三法では、当面は平成16年基準の適用も可能となっています）。

3. 公益法人制度改革に対応する税制上の措置

新公益法人税制では、公益社団・財団法人に対しては公益目的事業以外の事業について収益事業課税が適用されます（公益目的事業に該当するものを収益事業から除外して非課税とした）。

一方、一般社団・財団法人に移行する場合には、「非営利型法人」に該当する場合を除いて普通法人として位置付けられ、原則としてすべての所得が課税対象となります。非営利型法人とは、次のイ、ロの法人をいい、収益事業を営む場合に限り法人税の納税義務が生じます。

イ 非営利性が徹底された法人	ロ 共役的活動を目的とする法人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の分配を行わないこと及び残余財産を国や公益的な団体に贈与することを定款に定めている ・ 理事と親族等の理事の合計数が総数の1/3以下 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員に共通する利益を図る活動を目的とする・定款に会費の定めがある ・ 主たる事業として収益事業をしない ・ 理事と親族等の理事の合計数が総数の1/3以下 他

以上の課税される場合の適用税率はいずれも各事業年度の所得の金額に対して30%（所得の金額のうち年800万円以下の部分は18%（平成21年4月1日～23年3月31日に終了する事業年度）となります。特例民法法人については、新制度に基づく法人への移行登記が完了するまでの間は、経過措置により従来の「公益法人等」としての取扱いが継続され、適用税率は従来通り22%（所得の金額のうち年800万円以下の部分は18%）となります。

お問い合わせは **ムトウ** コンサルティング事業部 税理士・宮下へ 電話〔直通〕011-728-6114

病院機能評価等の情報はこちらに <http://www.wism-mutoh.co.jp/department/consulting>